

ラジオCM素材搬入基準

【2018年3月改訂版】

2018年10月1日適用

一般社団法人 日本民間放送連盟・ラジオ委員会

一般社団法人 日本広告業協会・ラジオ小委員会

はじめに

ラジオCM素材搬入基準は、ラジオCM素材の取り扱い要領を、日本民間放送連盟と日本広告業協会との連名で制定するもので、広告会社・放送局・CM制作会社の担当者の方々に周知・徹底を図ることとしております。

2018年4月以降は、ラジオCM素材のMOによる取り扱いを終了し、2017年4月に開始された「ラジオCMオンライン送稿システム」での搬入といたします。

広告会社・放送局・CM制作会社は、ラジオCMオンライン送稿システムへCM素材をアップロードして、素材共通コード（10桁CMコード）により素材を一元管理します。

一方、ラジオ局は、ラジオCMオンライン送稿システムから、CM素材をサーバーからダウンロードします。

CM業務の円滑な運行と放送事故の防止のため、本搬入基準をご活用いただければ幸いです。

2018年（平成30年）3月 日本民間放送連盟・ラジオ委員会
日本広告業協会・ラジオ小委員会

目 次

◆ はじめに	
1. CM搬入に関する遵守事項	
(1) 搬入手段	3
(2) BWF-Jファイルフォーマット	3
(3) 搬入締切日	3
2. CM制作（CM制作会社／ポストプロダクション／制作扱い広告会社 ／CM制作放送局）	
(1) CM考査	3
(2) CM秒数規定	4
(3) CM音量	4
(4) CM素材名	4
(5) CM原稿	4
(6) CM素材ファイル名	4
(7) CM音声ファイル録音基準	5
(8) CMチャック情報	5
(9) 複製物の取り扱い	6
3. CM進行（媒体扱い広告会社）	
(1) CM素材搬入	6
(2) CM進行表	6
(3) 変更	7
4. 放送局のCM素材ダウンロード	
(1) データ保存	7
◆別表「JISX0208 01区～08区の扱いについて」	8
◆参考資料	9
①「ラジオCM進行表」統一様式／記載項目と記載内容／記入例	
②「ラジオスポットCM進行表」統一様式／記載項目と記載内容／記入例	
③ ラジオCMオンライン運用に向けた用語統一について	
④ ラジオCM考査ガイド ～ラジオCMの出稿を初めて行う「新規広告主」のみなさまへ～	

1. CM搬入に関する遵守事項

(1) 搬入手段

CM素材は、ラジオCMオンライン送稿システムを使用してください。



(2) BWF-Jファイルフォーマット

搬入可能なラジオCM素材の音声ファイル（以下、ラジオCM素材ファイル）は、BWF-Jファイルフォーマット形式にCM固有の情報を付加したBWF-J〔CM拡張仕様版〕のみとします。

BWF-Jファイルには、CM原稿（1タイプ1部のみ）や素材管理項目（CMチャック情報）を、音声ファイルと共に内包してください。

なお、BWF-Jファイルは、ラジオCMオンライン送稿システム上で作成することが可能です。

(3) 搬入締切日

CM素材の搬入締切日は、放送日の4日前（中3営業日）です。

生CM原稿搬入締切日もこれに準じます。

年末年始、ゴールデンウィーク等、祝日が続く場合は別に定めます。

ネット番組やネットスポットなどのCMは、素材の搬入締切日が早まります。

2. CM制作（CM制作会社／ポストプロダクション／制作扱い広告会社／CM制作放送局）

(1) CM考査

収録前に、必ず放送局の考査を済ませてください。

(2) CM秒数規定

CMの長さ（秒数）は、必ず「規定の秒数内」に収めてください。

また、1秒以上短くならないようにしてください。

(3) CM音量

CMは適正なレベル（音量）で録音してください。

(4) CM素材名

- ① 文字数は全角30文字以内（スペース含む）を厳守してください。
 - ・ 使用可能な文字は、JIS-X0208で定められる全角文字とします。
 - ・ その他の文字（例えば、英字を除くラテン文字、ローマ数字、丸囲み文字など）は使用できません。但し、全角記号等については巻末の別表「JISX0208 01区～08区の扱いについて」を参照ください。
- ② CM素材名は、「音声クレジット」「最終原稿」等、全て統一してください。
- ③ CM素材名は「簡潔」にCM内容を指し示すタイトルとしてください。

【CM素材名の推奨例】

スポンサーや作家から搬入されたCM原稿「タイトル」が全角30文字を超えている場合

- ① 銀座製菓・ラジオCM・スペシャルビターマイルドチョコレート
母の日ギフトキャンペーン・Aタイプ「チョコレートを贈ろう」60秒

↓

スペシャルビターマイルド母の日CPA「チョコレートを贈ろう」

- ② 新スーパー・クリア・さわやかリンスⅢ 春のキャンペーン・しなやか
ヘアーで笑顔篇 30秒（北日本地域用）タイプA

↓

さわやかリンス3 春CPしなやかヘアーで笑顔 A 北日本地域

のように、簡潔にまとめてください。

(5) CM原稿

CM原稿は、CM素材の確認に必要ですので、必ずCM素材本編と同一のもの（最終原稿）をBWF-Jファイルに内包してください。

(6) CM素材ファイル名

ラジオCM素材ファイルのファイル名は、32文字以下の半角英数字および一部記号（ハイフン“-”、アンダーバー“_”、イコール“=”）のみを使用し、拡張子は「.wav」

としてください。その他の文字（漢字・ひらがな・カタカナ）は使用しないでください。

【使用できないファイル名の例】

123456789ABCDEF0123456789ABCDEF01.wav …… 32文字を超えている。

ラジオCM.wav …… 半角カナ文字を使用している。

新商品告知1.wav …… 漢字を使用している。

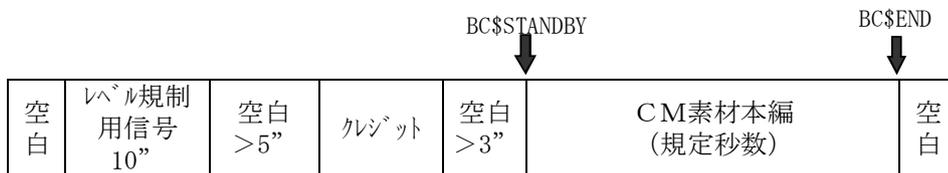
C(1).wav …… ハイフン“-”、アンダーバー“_”、イコール“=”以外の記号を使用している。

(7) CM音声ファイル録音基準

- ① 音声ファイル形式はリニアPCM、チャンネル数は2、量子化レベルは16ビット、サンプリング周波数は48kHzとしてください。
- ② 基準量子化レベルは-20dBFSです。
- ③ 音声ファイルには「レベル規正用信号(1kHz)」を10秒録音し、次いでクレジット、CM素材本編の順に収録してください。

【クレジット例】 「(広告主名) ラジオCM・(CM素材名) (〇〇秒)」

【録音開始部の構成】



〔1つの音声ファイルには1つのCM素材本編のみ〕

<※録音開始部の構成は、民放連技術規準と異なっているため、ご注意ください。>

- ④ BC\$ラベルについては、CM素材の本編開始位置にはBC\$STANDBYを、本編終了位置にはBC\$ENDを必ず書き込んでください。
- ⑤ 1つのラジオCM素材ファイルには1つのCM素材本編のみを収録し、2つ以上のCM素材本編を収録しないでください。

(8) CMチャック情報

ラジオCM素材は、ラジオCMオンライン送稿システムにアップロードする際、次のCMチャック情報を入力してください。

素材管理項目	運用ルール
素材共通コード	オンライン送稿システムで発番する10桁CMコード※ ※10桁CMコードは、共通コード管理センターのホームページ (https://www.ccc.or.jp/) を参照
素材制作日	BWF-J 生成日
CM素材名	簡潔で、全角30文字以内【2(4)CM素材名を参照】
秒数	
広告主名	CM原稿の広告主名と一致
制作扱い広告会社名	
制作会社名	制作会社/ポスプロ/放送局
考査情報<注>	CM素材の収録前に放送局の考査を済ませたうえで、チェックを入れること
素材注意情報<注>	事故防止のために必要な情報があれば入力すること

<注> 「考査情報」「素材注意情報」は、引き続き検討中です。

(9) 複製物の取り扱い

収録スタジオにおける完成CM素材からコピーされたCD等は、著作物の複製にあたるため、取り扱いにご注意ください。

3. CM進行（媒体扱い広告会社）

(1) CM素材搬入

制作会社、制作担当広告会社によってアップロードされたCM素材に対し、媒体担当広告会社（進行担当）は、正しく放送局を指定し、ラジオCMオンライン送稿システムにて締切日までに搬入指示をしてください。

(2) CM進行表

- ① CM素材は、統一様式の「CM進行表」（参考資料参照）を使用して、素材割り付け指示を行ってください。
- ② 記載事項は、誤解の生じないように明記してください。
- ③ CM素材名は、全て統一してください。
- ④ CM略号は、英数字原則2桁以内で「1CM素材＝1略号」を遵守願います。
1度使用したCM略号は、そのCM素材の契約が終了するまで変更できません。
- ⑤ CM進行表は、素材指示の期間ごとに発行してください。同じCMを長期にわたり継続使用する場合も、同様です。
- ⑥ CM進行表は、原則、素材ファイルのオンライン送稿日と同じタイミングで、締切日までに搬入してください。

(3) 変更

- ① CM進行表を変更する場合は、必ず電話連絡の上、変更した正規のCM進行表を搬入してください。その際、変更点は誤解が生じないように明記してください。
- ② 緊急時（進行締切日を過ぎている場合など）は、必ず電話連絡し、担当者間で確認の上、変更した正規のCM進行表を搬入してください。
- ③ 変更の種類および回数は、必ずCM進行表の所定位置に明記してください。

【例】 改1「素材指示 変更」など

※ CM進行表記載方法の詳細については、巻末「CM進行表記載内容」を参照してください。

4. 放送局のCM素材ダウンロード

(1) データ保存

CM素材はラジオCMオンライン送稿システムからダウンロードした後、CM放送契約期間は各局で厳重に管理・保管してください。

別 表

JISX0208 01区～08区の扱いについて

本搬入基準では、「CM素材名」で使用可能な文字をJIS-X0208で定められる全角文字としていますが、広告会社などのシステムで使用できない文字（例えば、「Φ」、「♪」、「⇒」）や表記上区別が付きにくい文字（例えば、英字のA（エー）とギリシャ文字のA（アルファ））があります。このことから、運用上、過渡的に使用できない文字を下表のとおり定めます。

■ 運用上、過渡的に使用できない文字

記号																	
区点	SJIS	+0	+1	+2	+3	+4	+5	+6	+7	+8	+9	+A	+B	+C	+D	+E	+F
01区	813F				。	、	・	・	:	:	?	!	〇	一	—	—	—
	814F	^	—	—	、	、	、	、	、	、	、	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	815F	^	~	#		…	…	…	…	…	…	()	[]	[]
	816F	{	}	<	>	《	》	「	」	『	』	〔	〕	+	-	±	×
	8180	÷	=	≠	<	>	≦	≧	∞	∞	∞	∞	♀	♀	♀	℃	¥
	8190	\$	Φ	⊕	%	#	&	*	@	§	☆	★	○	●	◎	◇	
02区	819E		◆	□	■	△	▲	▽	▼	※	〒	→	←	↑	↓	=	+F
	81AE											ε	≅	≡	≡	≡	≡
	81BE	U	∩									∩	∩	∩	∩	∩	∩
	81CE	ヨ										∩	∩	∩	∩	∩	∩
	81DE	▽	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡
	81EE			∞	%	#	b	♪	†	‡	§	¶					○
英数字																	
区点	SJIS	+0	+1	+2	+3	+4	+5	+6	+7	+8	+9	+A	+B	+C	+D	+E	+F
03区	823F																
	824F	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9						
	825F		A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O
	826F	P	Q	R	S	T	U	V	W	X	Y	Z					
	8280		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	n	o
	8290		p	q	r	s	t	u	v	w	x	y	z				
ひらがな																	
区点	SJIS	+0	+1	+2	+3	+4	+5	+6	+7	+8	+9	+A	+B	+C	+D	+E	+F
04区	829E		あ	い	う	え	お	か	け	こ	さ	せ	そ	た	て	と	な
	82AE	ぐ	け	こ	さ	せ	そ	た	て	と	な	に	ほ	ま	み	わ	
	82BE	だ	ち	つ	づ	て	ど	ば	び	ぶ	べ	ば	び	ぶ	べ	ば	び
	82CE	ば	び	ぶ	べ	ば	び	ぶ	べ	ば	び	ぶ	べ	ば	び	ぶ	べ
	82DE	む	め	も	や	ゆ	よ	ら	り	る	れ	ろ	わ				
	82EE	あ	え	を	ん												
カタカナ																	
区点	SJIS	+0	+1	+2	+3	+4	+5	+6	+7	+8	+9	+A	+B	+C	+D	+E	+F
05区	833F		マ	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	ケ	コ	サ	セ	ソ	タ	テ	ト
	834F	グ	ケ	コ	ソ	シ	ス	ナ	ニ	ホ	ヘ	ベ	バ	ビ	ブ	ベ	バ
	835F	ダ	チ	ツ	ヅ	テ	ド	ナ	ニ	ホ	ヘ	ベ	バ	ビ	ブ	ベ	バ
	836F	ダ	チ	ツ	ヅ	テ	ド	ナ	ニ	ホ	ヘ	ベ	バ	ビ	ブ	ベ	バ
	8380	ム	メ	モ	ヤ	ユ	ヨ	ラ	リ	ル							
	8390	キ	ク	コ	サ	セ	ソ	タ	テ	ト							
ギリシャ文字																	
区点	SJIS	+0	+1	+2	+3	+4	+5	+6	+7	+8	+9	+A	+B	+C	+D	+E	+F
06区	839E		A	B	Γ	Δ	E	Z	H	Θ	I	K	Λ	M	N	Ξ	Ο
	83AE	Π	P	Σ	T	Φ	X	Ψ	Ω								
	83BE	α	β	γ	δ	ε	ζ	η	θ	ι	κ	λ	μ	ν	ξ	ο	
	83CE	π	ρ	σ	τ	υ	φ	χ	ψ	ω							
	83DE																
	83EE																
キリル文字																	
区点	SJIS	+0	+1	+2	+3	+4	+5	+6	+7	+8	+9	+A	+B	+C	+D	+E	+F
07区	843F		A	B	B	Γ	Д	E	Ж	З	И	И	И	К	Л	M	H
	844F	О	П	P	С	T	У	Ф	X	Ц	Ч	Ш	Ш	Ъ	Ы	Ь	Э
	845F	Ю	Я														
	846F		a	б	в	г	д	e	ё	ж	з	и	й	к	л	м	н
	8480	о	п	p	с	t	у	ф	x	ц	ч	ш	ш	ъ	ы	ь	э
	8490	ю	я														
罫線素片																	
区点	SJIS	+0	+1	+2	+3	+4	+5	+6	+7	+8	+9	+A	+B	+C	+D	+E	+F
08区	849E		┌	┐	└	┘	┌	┐	└	┘	┌	┐	└	┘	┌	┐	
	84AE	┌	┐	└	┘	┌	┐	└	┘	┌	┐	└	┘	┌	┐	└	
	84BE	┌	┐	└	┘	┌	┐	└	┘	┌	┐	└	┘	┌	┐	└	
	84CE	┌	┐	└	┘	┌	┐	└	┘	┌	┐	└	┘	┌	┐	└	
	84DE	┌	┐	└	┘	┌	┐	└	┘	┌	┐	└	┘	┌	┐	└	
	84EE	┌	┐	└	┘	┌	┐	└	┘	┌	┐	└	┘	┌	┐	└	

参考：日本工業標準調査会(<http://www.jisc.go.jp/index.html>)
Cyber Librarian - JIS基本漢字(<http://www.asahi-net.or.jp/~AX2S-KMTN/ref/jisx0208.html>)

参考資料

- ① 「ラジオCM進行表」統一様式／記載項目と記載内容／記入例
- ② 「ラジオスポットCM進行表」統一様式／記載項目と記載内容／記入例
- ③ ラジオCMオンライン運用に向けた用語統一について
- ④ ラジオCM考査ガイド
～ラジオCMの出稿を初めて行う「新規広告主」のみなさまへ～

※ 統一様式のファイルは、民放連ウェブサイト (<http://www.j-ba.or.jp/>) の「放送に携わる皆さまへ」「ラジオ営業関連」からダウンロードできます。

① ラジオCM進行表

② (サブタイトル記載)

_____年 月 日発行

③ 契約No. _____

⑦ ネット差し替え 有 ・ 無 _____

番組名 _____ ⑥

広告主 _____ 提供 PT 秒

④ 放送期間 _____年 月 日() ~ _____年 月 日()

⑤ 放送時間 _____時 分 ~ _____時 分

広告会社名 :

TEL : _____ 担当 : _____

⑧ 提供クレジット

放送局

⑪ ⑫ ⑬

⑨ 素材共通コード	⑩ CM素材名	秒数	略号	⑪ 搬入状況	⑫ 搬入日

CM枠	秒数	/ (月)	/ (火)	/ (水)	/ (木)	/ (金)	/ (土)	/ (日)
⑭ CM枠	秒数	/ (月)	/ (火)	/ (水)	/ (木)	/ (金)	/ (土)	/ (日)
CM枠	秒数	/ (月)	/ (火)	/ (水)	/ (木)	/ (金)	/ (土)	/ (日)
CM枠	秒数	/ (月)	/ (火)	/ (水)	/ (木)	/ (金)	/ (土)	/ (日)
CM枠	秒数	/ (月)	/ (火)	/ (水)	/ (木)	/ (金)	/ (土)	/ (日)

⑮ 備考

① ラジオCM進行表

② (サブタイトル記載)

_____年 月 日発行

③ 契約No. _____

⑦ ネット差し替え 有 ・ 無 _____

番組名 _____ ⑥ _____

広告主 _____ 提供 PT 秒 _____

④ 放送期間 _____年 月 日() ~ _____年 月 日() _____

⑤ 放送時間 _____時 分 ~ _____時 分 _____

広告会社名 :

TEL : _____ 担当 : _____

⑧ 提供クレジット
⑪
⑫
⑬

⑨ 素材共通コード	⑩ CM素材名	秒数	略号	⑪ 搬入状況	⑫ 搬入日

--

⑮ 備考

注：ラジオCM進行表は2部搬入してください。

ラジオCM進行表の記載項目と記載内容

様式	様式はA4判縦型を原則とする。記載項目は遵守する。 ※ネット局地区差し替え、素材内容などの情報の多少により、各欄を拡大(または縮小)・頁追加することは自由とする。	
①	名称	「ラジオCM進行表」に統一し、その他の名称は使用しない。 ※<枠あり><枠なし>の利用については、進行内容に応じて選択可能とする。
②	サブタイトル	使用内容をサブタイトルとして、ラジオCM進行表の下部分に記載する。 使用内容例:タイム/スポット/ナイター/フリースポット/ネットスポット/時報 等
③	契約No.	各放送局が独自に契約ごとに付すもので、必要に応じて記載する。
④	放送期間	進行表記載のCM素材指示の使用日、または使用期間を記載する。 ※また、素材の放送日欄にも放送日を明記する。
⑤	放送時間	CM素材指示に該当する編成時間を記載する。
⑥	提供/PT/秒数	提供枠欄の「PT」は提供を必要としない場合に使用する。 (スポットセールスのPTの場合、当様式は使用しない。)
⑦	ネット差し替え	ネット番組で、ネット差し替えの、有・無 を記載する。
⑧	提供クレジット	提供クレジットがある場合には、その内容を記載する。 (漢字・アルファベット・数字には、ふりがなをふる。)
⑨	素材共通コード	素材共通コードは、広告事業者コード4桁(共通コード管理センターが発番管理)と 素材コード6桁(ラジオ用オンライン送稿システムで自動発番)を「=」(イコール)で結んで記載する。 (注)オンライン送稿CM素材には、「素材共通コード」の付番は義務付けられています。
⑩	CM素材名	CM素材名は、商品名・素材名を簡潔に表す名称(全角30文字以内)を正確に記載する。 CMの内容が異なれば、CM素材名は必ず異なること。
⑪	略号	英数字で2桁以内で構成することを原則とし、1CM1略号を基本とする。 特に、1度使用した略号はその素材が削除ないし返却されるまで変更してはならない。また、他にも使用してはならない。
⑫	搬入状況	CM素材の搬入状況を記載する。 「在」・・・CM素材が放送局に在局の場合 「送」・・・CM素材を進行表と同時に送稿する場合 「済」・・・オンライン送稿で、CM素材を放送局に送稿済みの場合 「廻」・・・扱い広告会社(=進行表作成)以外の、広告会社が搬入した素材を、扱い広告会社が流用する場合 「後送」・・・進行表と別に、後でCM素材を送稿する場合(搬入日も別記載する。) 「局制作」・・・放送局で、素材制作・納品予定(済み)の素材を指す。
⑬	搬入日	搬入状況欄の記載と連動して、必要に応じて記載する。
⑭	CM枠	<枠あり> 進行表で使用する。CMチャンス(前CM・後CM・CC・HH・①・②・・・等)や、O.A.時間を記載する。
⑮	備考	特記事項がある場合に記載する。
★	変更回数の表示箇所	進行表上部の目立つ箇所に記載する。
★★	変更回数の表示方法	改稿回数は通番で表記する。 その際、「改1」「改2」と記載し、その後に、全ての「内容変更」について、具体を記載すること。 ～表記例～ 改1【CM素材名 変更】 改1【素材指示 変更】 ※「指示変更」に、「素材」を冒頭につけて、強調。 改1【AC 変更】 改1【日時 変更】 改1【略号 変更】 改1【番組名 変更】 改1【追加】 改1【改案】 改1【移動】

※本改訂で新たに設定した記載項目の記入例

PAGE _____

改1【素材指示変更】

ラジオCM進行表

(タイム)

年 月 日発行

契約No. _____

ネット差し替え 有 ・ 無 _____

番組名 _____

広告主 _____ 提供 PT 秒

放送期間 年 月 日 () ~ 月 日 ()

放送時間 時 分 ~ 時 分

広告会社名 : _____

TEL : _____ 担当 : _____

放送局

提供クレジット

素材共通コード	CM素材名	秒数	略号	搬入状況	搬入日
				在	
				送	
××××=△△△△△				済	
				廻	
				後送	
				局制作	

CM枠	秒数	/ (月)	/ (火)	/ (水)	/ (木)	/ (金)	/ (土)	/ (日)
CM枠	秒数	/ (月)	/ (火)	/ (水)	/ (木)	/ (金)	/ (土)	/ (日)
CM① 前CM HH:MM HH:MM頃								
CM枠	秒数	/ (月)	/ (火)	/ (水)	/ (木)	/ (金)	/ (土)	/ (日)
CM枠	秒数	/ (月)	/ (火)	/ (水)	/ (木)	/ (金)	/ (土)	/ (日)
CM枠	秒数	/ (月)	/ (火)	/ (水)	/ (木)	/ (金)	/ (土)	/ (日)

備考
特記事項がある場合に記載する。

※本改訂で新たに設定した記載項目の記入例

PAGE _____

改1【素材指示変更】

ラジオCM進行表
(フリースポット)

年 月 日発行

契約No. _____

ネット差し替え 有・無

放送局
提供クレジット

番組名 _____

広告主 _____ 提供 P T 秒

放送期間 年 月 日 () ~ 月 日 ()

放送時間 時 分 ~ 時 分

広告会社名 :

TEL : _____ 担当 :

素材共通コード	CM素材名	秒数	略号	搬入状況	搬入日
				在	
				送	
××××=△△△△△△				済	
				廻	
				後送	
				局制作	

備考
特記事項がある場合に記載する。

注：ラジオCM進行表は2部搬入してください。

ラジオスポットCM進行表の記載項目と記載内容

様式	様式はA4判横型を原則とする。記載項目は遵守する。 素材内容などの情報の多少により、各欄を拡大(または縮小)・頁追加することは自由とする。	
指示内容	記載項目の素材内容等までの表頭部分のあとに続けて、具体的なスケジュールを指示することを原則とする。 ただし、2頁目以降は具体的なスケジュールを指示するのみでよい。	
①	名称	「ラジオスポットCM進行表」に統一し、その他の名称は使用しない。
②	契約No.	各放送局が独自に契約ごとに付すもので、必要に応じて記載する。
③	放送期間	各契約の放送期間を記載する。 または、進行表記載のCM素材指示の使用日、または使用期間を記載する。
④	素材共通コード	素材共通コードは、広告事業者コード4桁(共通コード管理センターが発番管理)と 素材コード6桁(ラジオ用オンライン送稿システムで自動発番)を「=」(イコール)で結んで記載する。 (注)オンライン送稿CM素材には、「素材共通コード」の付番は義務付けられています。
⑤	CM素材名	CM素材名は、商品名・素材名を簡潔に表す名称(全角30文字以内)を正確に記載する。 CMの内容が異なれば、CM素材名は必ず異なること。
⑥	略号	英数字で2桁以内(1桁可)で構成することを原則とし、1CM1略号を基本とする。 特に、1度使用した略号はその素材が削除ないし返却されるまで変更してはならない。また、他にも使用してはならない。
⑦	搬入状況	CM素材の搬入状況を記載する。 「在」・・・CM素材が放送局に在局の場合 「送」・・・CM素材を進行表と同時に送稿する場合 「済」・・・オンライン送稿で、CM素材を放送局に送稿済みの場合 「廻」・・・扱い広告会社(=進行表作成)以外の、広告会社が搬入した素材を、扱い広告会社が流用する場合 「後送」・・・進行表と別に、後でCM素材を送稿する場合(搬入日も別記載する。) 「局制作」・・・放送局で、素材制作・納品予定(済み)の素材を指す。
⑧	搬入日	搬入状況欄の記載と連動して、必要に応じて記載する。
⑨	備考	特記事項がある場合に記載する。
★	変更回数表示箇所	進行表上部の目立つ箇所に記載する。
★★	変更回数の表示方法	改稿回数は通番で表記する。 その際、「改1」「改2」と記載し、その後、全ての「内容変更」について、具体を記載すること。 ～表記例～ 改1【CM素材名 変更】 改1【素材指示 変更】 ※「指示変更」に、「素材」を冒頭につけて、強調。 改1【AC 変更】 改1【日時 変更】 改1【略号 変更】 改1【番組名 変更】 改1【追加】 改1【改案】 改1【移動】

ラジオCMオンライン運用に向けた用語統一について【2016年4月1日適用】 ～2018年3月更新～

用語	定義	備考
CM素材名 変更	素材指示がなされた後、素材名称を変更すること。	・訂正、修正、追加等 全てを含む。 （※CM素材名、日付け、番組名、略号の【訂正】を含む）
素材指示 変更 （素材&割付から、 呼称変更）	素材指示がなされた後、「違う素材」に変更すること。 割付指示後に素材割付を変更すること。	・一度広告会社から進出した後の変更、訂正、追加全てを含む。
AC 変更	素材指示がなされた後、緊急事態のため「AC素材」に変更すること。 ※進行表上に記載する呼称は、「ACさしかえ」は使用しない。	・放送局の入力締め切り「前・後問わず」。
日時 変更	素材指示がなされた後、期間・日付・時間を変更すること。	・初版に左記「変更」がなされた場合、「改1」「改2」・・・に【変更内容】を続け、進行表上部に記載。
略号 変更	素材指示がなされた後、略号を変更すること。	
番組名 変更	素材指示がなされた後、番組名を変更すること。	
追加	素材指示がなされた後 ①スポット等の本数を増やすこと。 ②後送としていた素材等未指定部分の指示を加えること。	
改案	広告主の意向により、時間等の変更をおこなうこと。	
移動	放送局の理由により、原案から時間変更となること。	
ネット差し替え	ネット番組で、特定の地区のみ違うCM素材を放送すること。	エリア差替・地区差し替え・ローカル差し替え全て同義語。
局制作	放送局で、素材制作・納品予定（済み）の素材を指す。	
済（送稿済み）	扱い広告会社（=進行表作成）より、放送局にオンラインにて素材搬入済みを指す。	
○ 送り 送（搬入日）	扱い広告会社（=進行表作成）より、放送局に、新規素材・再搬入素材のある場合を指す。（搬入予定日の記載）	
○ マワシ 廻（使い廻し）	扱い広告会社（=進行表作成）以外の、広告会社が搬入した素材を扱い広告会社が流用することを指す。	
後送	進行表と別に、後で素材を搬入することを指す。 搬入日・搬入先（本社支社の別）記載する。	
略号	英数字で2桁以内（1桁可）で構成することを原則とし、1CM1略号を基本とする。 特に、一度使用した略号はその素材が返却されるまで変更してはならない。 また、他にも使用してはならない。 ※略号に使用する文字は、原則として「英数字」の組み合わせのみとする。	※カタカナ・ひらがな・漢字は使用不可とする。 ※アルファベットのみ、数字のみでも可。 ※アルファベットは、大文字を使用。 ※アルファベット「I（アイ）」「O（オー）」及び「-（ハイフン）」「（ブランク）」は数字と混同されるため使用不可。 ※数字は、記号数字は使用不可。（例：①（まるいち）） ～機種依存環境文字の為、使用不可～
素材共通コード	オンライン送稿システムで発番する10桁CMコード。	
CM素材名	CM素材名は、商品名・素材名を簡潔に表す名称を素材に記入されている通りに正確に記入する。CMの内容が異なれば、CM素材名は必ず異なること。	

ラジオCM審査ガイド

～ラジオCMの出稿を初めて行う「新規広告主」のみなさまへ～

放送局事業者は自ら定めた番組基準に従って放送番組の編集をしなければならない、と放送法で定められています。

このため、日本民間放送連盟に加盟している放送局は、CMを含むすべての番組に対して、放送法や関係法令、自社の番組基準（民放連 放送基準）、内規などにに基づき、放送の適否を判断しています。当然、すべてのラジオCMは、放送局による事前の審査を経て、放送されています。

審査の判断基準は、放送局により異なる場合もありますが、「法令に抵触していないこと」「聴取者の不利益につながらないこと」が大原則となります。さらに、ラジオCMの場合、「聴感上、誤解や錯誤を生じさせないこと」も念頭において、審査を行っています。

この資料は、一般的な審査手順や、特に留意いただきたい表現などについて、広告主のみなさまにご理解いただくために、東京AM3社の審査担当者が作成したものです。

ぜひ、ご一読いただき、ラジオCMを十分にご活用ください。

1. 審査手順

(1) CM契約の前に

放送局で、CM放送実績がない新規広告主の場合、まず「業態審査」を行います。
また、放送局によっては「業態審査」とは別に「商品審査」を行う場合があります。
業種や業務内容、商品等によっては、出稿をお断りすることがあります。
CM契約締結前に必ず放送局にご確認ください。

(2) CM原稿による表現審査

「業態審査」を経たのち、放送するCM原稿による「表現審査」を行います。
必ず、CM収録前に、放送する全ての放送局による「表現審査」を行ってください。

(3) 審査スケジュール

審査には時間を要す場合があります。CM素材の搬入締切日である「放送日の4日前（中3営業日）」を遵守していただくために、スケジュールには余裕をもって審査手続きを行ってください。

(4) 留意事項

CM内容が法令に抵触している場合や検聴で表現方法が放送不可と判断した場合、出稿をお断りすることがあります。あらかじめご容赦ください。

また、CMは、出稿するすべての放送局による審査を要します。各放送局の内規や審査判断により、A局では受理されたCMが、B局では謝絶となるケースもあります。

2. 表現上の注意

民放連 放送基準より主な条文を抜粋しました。全文は、民放連ウェブサイト (<http://www.j-ba.or.jp/category/broadcasting/jba101032>) に掲載されています。なお、条文中「視聴者」とあるのは、ラジオの場合「聴取者」と読みかえます。

(1) 広告の責任

【民放連 放送基準 第13章「広告の責任」】

89条 広告は、真実を伝え、視聴者に利益をもたらすものでなければならない。

90条 広告は、関係法令などに反するものであってはならない。

91条 広告は、健全な社会生活や良い習慣を害するものであってはならない。

(2) 広告の表現

【民放連 放送基準 第15章「広告の表現」】

120条 広告は、放送時間を考慮して、不快な感じを与えないように注意する。

122条 視聴者に錯誤を起こさせるような表現をしてはならない。

123条 視聴者に不快な感情を与える表現は避ける。

(3) 最大級・誇大表現

商品やサービスの品質や内容、価格その他の取引条件について、実際よりもまたは、他の業者のものよりも、著しく優れていると消費者に誤解されるおそれのある表現はできません。

ただし、その根拠や数字が第三者による客観的なデータで公に認められる時で、放送局がこれを認めた場合に限り、最大級表現も用いることができます。

したがって、これらの表現があるCMには、CM原稿に必ず客観的数値、または根拠を証明する資料を添付していただく必要があります。

【民放連 放送基準 第14章「広告の取り扱い」】

100条 事実を誇張して視聴者に過大評価させるものは取り扱わない。

101条 広告は、たとえ事実であっても、他をひぼうし、または排斥、中傷してはならない。

【民放連 放送基準 第15章「広告の表現」】

122条 視聴者に錯誤を起こさせるような表現をしてはならない。

124条 原則として、最大級またはこれに類する表現をしてはならない。

【民放連 放送基準 第16章「医療・医薬品・化粧品などの広告」】

131条 医薬品・化粧品などの効能効果および安全性について、最大級またはこれに類する表現をしてはならない。

(4) ニュース、番組との混同

広告は、聴取者にとって、番組と区別されるものでなければなりません。

特に、「ニュース」は、事実が報道されるため、CM演出に用いられるフィクション等と混同されることを避け、明確に区別される必要があります。したがって、CMの中で「ニュース」という表現は避けなければなりません。

この他、「〇〇情報」「〇〇天気予報」といった表現も誤解を招く表現にあたります。

【民放連 放送基準 第8章「表現上の配慮」】

51条 劇的効果のためにニュース形式などを用いる場合は、事実と混同されやすい表現をしてはならない。

【民放連 放送基準 第14章「広告の取り扱い」】

92条 広告放送はコマーシャルによって、広告放送であることを明らかにしなければならない。

【民放連 放送基準 第15章「広告の表現」】

122条 視聴者に錯誤を起こさせるような表現をしてはならない。

126条 ニュースと混同されやすい表現をしてはならない。特に報道番組のコマーシャルは、番組内容と混同されないようにする。

(5) 医療・医薬品・化粧品などの広告

医療・医薬品・医薬部外品・医療機器・化粧品・いわゆる健康食品などの広告で医師法・医療法・医薬品医療機器等法などに触れるおそれのあるCMは取り扱いません。

特に効能効果および安全性については厚生労働省や消費者庁からの厳しい行政指導のもと、考査を行っています。

【民放連 放送基準 第16章「医療・医薬品・化粧品などの広告」】

129条 治験の被験者募集CMについては慎重に取り扱う。

130条 医療に関する広告は、医療法などに定められた事項の範囲を超えてはならない。

131条 医薬品・化粧品などの効能効果および安全性について、最大級またはこれに類する表現をしてはならない。

132条 医薬品・化粧品などの効能効果についての表現は、法令によって認められた範囲を超えてはならない。

133条 医療・医薬品の広告にあたっては、著しく不安・恐怖・楽観の感じを与えるおそれのある表現をしてはならない。

134条 医師、薬剤師、美容師などが医薬品・医薬部外品・医療機器・化粧品を推薦する広告は取り扱わない。

135条 懸賞の賞品として医薬品を提供する広告は、原則として取り扱わない。

136条 いわゆる健康食品の広告で、医薬品的な効能・効果を表現してはならない。

(6) 金融・不動産の広告

【民放連 放送基準 第17章「金融・不動産の広告」】

137条 金融業の広告で、業者の実態・サービス内容が視聴者の利益に反するものは取り扱わない。

138条 個人向け無担保ローンのCMは、安易な借入れを助長する表現であってはならない。特に、青少年への影響を十分考慮しなければならない。

139条 不特定かつ多数の者に対して、利殖を約束し、またはこれを暗示して出資を求める広告は取り扱わない。

140条 投機性のある商品・サービスの広告は慎重な判断を要する。

141条 宅地建物取引業法、建設業法により、免許・許可を受けた業者以外の広告は取り扱わない。

142条 不動産の広告は、投機をあおる表現および誇大または虚偽の表現を用いてはならない。

(7) 効果音などによる錯誤

「チャイム（ドアフォン）」「サイレン」「携帯電話の呼び出し音」「車のクラクション」などは、実際の音と混同や錯誤を起こさないよう配慮しなければなりません。

特に、「サイレン」「電話の呼び出し音」などは、事故につながる恐れがあります。

【民放連 放送基準 第15章「広告の表現」】

122条 視聴者に錯誤を起こさせるような表現をしてはならない。

(8) その他

上記以外に「放送音楽などの取り扱い内規」「児童向けコマーシャルに関する留意事項」など、多くの規定を遵守しています。

3. その他

(1) CM秒数

20秒CMの文字数は100文字・125音節が目安です。

原稿上は1文字の「%」→パーセント（5音節）、「ml」→ミリリットル（6音節）、原稿が完成に近づいたら、必ずイメージにあったスピードで音読して、CM秒数を調整してください。

また、原稿に電話番号やホームページ誘引のためのURLが入る場合、ゆっくり読むことが前提となりますので、原稿段階で配慮してください。

(2) 音楽の使用

CMへの音楽使用は、作品に特定商品のイメージが結びつくため、著作者人格権に関係します。

使用にあたっては、必ず著作権者（作詞者・作曲家・音楽出版社）の事前同意が必要になります。

既存のCD・テープなどを音源として利用する場合は別途、レコード製作者への許諾も必要です。

権利の種類	内容	相手先
①音楽著作権（作詞・作曲の著作権）	作詞・作曲	音楽著作権管理事業者（JAS RAC、NextOneなど）
②レコード製作者の権利（著作隣接権）	CD原盤（邦盤／洋盤）	レコード会社
③実演家の権利（著作隣接権）	歌手・演奏家	レコード会社（代行） 所属事務所

音楽著作権管理事業者が著作権を管理する音楽をCMで使用する場合、使用料がかかります。必ず事前に適正な権利処理を行ってください。

以上